

第 1 6 章 第 1 4 章及び第 1 5 章の意見についての
事業者の見解

第16章 第14章及び第15章の意見についての事業者の見解

16.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

第14章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表16.1-1(1)～(13)に示すとおりである。

表 16.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
対象事業の目的及び概要	<p>環境アセス説明会で、「現行のオリックス資源循環(株)のゴミピットは、建屋の搬入車両の入口のシャッターが開けばなして吹き曝し状態で、風が吹いた時などはゴミなどが周辺に飛び散る可能性が否めません。同じ彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス(株)埼玉では、搬入口のシャッターの内側にのれん状の厚手のフィルムにて外気にさらさないよう工夫し、シャッターも搬入しない時は閉めるようにしていた(最近が開けばなし)。食品を扱う企業では、搬入口は二重シャッター構造でのれん状の厚手フィルムを設置するのは常識です。ましてや人の健康に影響を及ぼす有害化学物質を含むゴミを扱う貴社にはお願いしたい」旨お願いしたところ、オリックス資源循環(株)の担当者は、「必ず致します」と答えてくれました。が、前述の1)のような例があるので、再度お願いし、約束を守ってください。</p>	<p>既存施設のプラットホーム搬入車両出入口には、金属性オーバースライダーに加えて外側に高速シートシャッターを設置しており、既に二重シャッター構造としております。シートシャッターは感知センサー式で、車両通行時のみ高速で開閉する仕組みであり、開閉時間を極力短縮しております。</p> <p>計画施設においてもプラットホームおよび二重シャッターは継続利用し、同じ運用を続ける計画です。</p>
	<p>4月の環境影響評価準備書の説明会では、煙突の数が1本から3本に、焼却炉が2つから3つに増えるという説明はありませんでした。環境調査の前提となる肝心なことです。御社から、何度でも住民に告知し、理解を求めるようにしてください。</p>	<p>既存施設は炉が2炉、煙突が1本です。既存施設は排出ガス設備が共通であるため、煙突は1本となっています。</p> <p>計画施設は炉が3炉、煙突が3本となります。I期の煙突は2本、II期の煙突は1本となります。</p> <p>既存施設から計画施設への炉や煙突の変化については、「第2章 2.6 (1) 施設計画」の本文(p.2-5参照)に追記しました。</p>
	<p>施設更新は住民が可否を判断することになっています。その手続きはどのように進めてきたのでしょうか。</p> <p>環境影響評価の作業よりも、運営協定の期間延長・規模拡大についての地元との合意が先行すると考えます。</p> <p>これまでに合意に向けてどのような作業をしてきたのか開示すべきです。</p>	<p>これまで管理・運営者である埼玉県と協議を進めてまいりました。また、寄居町、小川町および寄居町連合環境協議会には、埼玉県を通じてご説明しております。</p> <p>今後、本事業の環境影響評価の結果を踏まえたうえで、埼玉県、寄居町、小川町および寄居町連合環境協議会と協議を進め、事業開始までに「彩の国資源循環工場運営協定書」を締結したいと考えております。</p>

表 16.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
調査範囲	<p>準備書では「本事業は、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため」としていますが、広大な「彩の国資源循環工場」内に位置しているにもかかわらず、環境影響評価の対象を既存建物の敷地と周辺のわずかな緩衝緑地帯に限定しています。</p> <p>経営計画によれば、住民説明会でも機能を強化する、増設するとの表現通り、単なる建て替えではありません。</p> <p>施設の「更新」が環境に及ぼす影響を判断するための調査となれば、彩の国資源循環工場区域はもとより埼玉県環境整備センターの圏域全体への調査が行われるべきです。</p> <p>当該事業は長年にわたる環境汚染による人的被害有無の検証はしていません。寄居町の豊かな森林の中で生じている生態系破綻の程度も検証していません。緩衝緑地帯は文字通り、大気や水質、騒音・悪臭などの「吸収・浄化・防止材」にはなっていませんが、その緩衝緑地を育む土壌や水質の劣化を確認し、対策を講じるためにも希少動植物を含む環境影響評価は当該計画地の関係用地にのみ絞らず、埼玉県環境整備センター用地に拡大して行うべきです。</p>	<p>埼玉県環境影響評価条例第1条では、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前にその事業に係る環境影響評価を行うこととされています。また、同条例第2条では、環境影響評価を行う対象事業を定めており、本事業は「廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更」（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1第6号）の要件に該当することから、対象事業の実施区域（計画地）を対象に環境影響評価を行っています。</p> <p>本事業は、既存施設が稼働（24時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p> <p>本事業の環境影響評価は、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて選定した環境影響評価の項目、並びに選定した項目に係る調査、予測及び評価の方法に基づき行いました。</p>

表 16.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>今回のオリックス資源循環(株)で増える焼却炉は、ガス化熔融炉といって焼却によるダイオキシン類を減らすため超高温にて熔融する仕組みですが、それが仇となり金属類を気化させ、バグフィルターをすり抜けてしまうと専門家から指摘されています。市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からもダイオキシン類が検出され、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所でも毎回ワースト1位となっています。</p> <p>このような大気汚染について、ナショナルジオグラフィック日本版4月号では表紙が煙突からの煙と共に『命をむしばむ汚れた空気』として、「大気汚染は、ごく小さいものは血管に入り込み、脳、神経系、心血管系、呼吸器系、内分泌系、腎臓系、生殖系などへ影響があるとされています」(『寿命を縮める大気汚染』より一部抜粋)</p> <p>世界でも群を抜いて焼却炉の多い日本が、世界ではがんの発生が3人に1人に対して日本では2人に1人という事実に関係がありそうです。</p> <p>また、IPPC 報告により地球温暖化を防ぐために2030年までにCO₂など温室効果ガスを45%削減(2010年比)しなければならず、現状のままでも4℃上がってしまうと言われてしています。</p> <p>これらのことから、これ以上焼却量を増やし(処理量が450t/日から675t/日)、排気を現在の約3.5倍に増やす(現在85,200m³/時から294,000m³/時)今回の計画は撤廃するべきです。</p>	<p>ダイオキシン類や水銀は、バグフィルター前で吹き込む活性炭に吸着させてバグフィルターで捕集する計画です。</p> <p>埼玉県は、彩の国資源循環工場運営協定に基づき、埼玉県環境整備センター周辺の7地点で大気質の測定を実施しています。過去5年間(平成28年度～令和2年度)におけるダイオキシン類等の測定結果は、環境基準値等に適合しており、概ね横ばい傾向であることを確認しています。また、本事業の環境影響評価の実施にあたり、大気質の現地調査を行っており、ダイオキシン類等は環境基準値等に適合していることを確認しています。</p> <p>また弊社においても運営協定に基づいた測定・管理を行っておりますが、これまでの測定で基準値を超過したことはございません。計画施設においても本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」や各種法令およびこれにもとづく指針に従い、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度(現地調査結果)に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度(現地調査結果)には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>

表 16.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	(つづき)	<p>施設規模につきましては、リサイクル率の高い施設で処理してほしいとの根強いニーズに応えるため、平成 14 年 11 月 8 日に埼玉県と締結した「彩の国資源循環工場(PFI 施設)整備事業に関する契約書」で定められた日量処理能力 675 トンといたしました。</p> <p>温室効果ガスの排出量については、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電の実施、廃熱を回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるなど、排出量の削減に努めてまいります。また、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討してまいります。</p>
	<p>アセスによると年間の最大風向が小川町に向かっていて、煙突が 1 本から 3 本、焼却炉が 2 個から 3 個に増加され、ゴミ処理量が 450t/日から 675t/日、それにより排気量が 85,200m³/時から 294,000m³/時と、なんと約 3.5 倍になってしまうとのこと。</p> <p>実は今でさえ、彩の国資源循環工場の立地する三か山地区は、丘陵に囲まれた美しい自然の中にもかかわらず、市民団体(みんなの空気をまもる会(旧松葉による大気調査実行委員会))による調査結果からは、ダイオキシン類が検出されていて、特に水銀は調査する度に全国で調査している箇所でも毎回ワースト 1 位となっています。</p> <p>これ以上の工場拡張はやめていただきたい。</p>	<p>埼玉県は、彩の国資源循環工場運営協定に基づき、埼玉県環境整備センター周辺の 7 地点で大気質の測定を実施しています。過去 5 年間(平成 28 年度～令和 2 年度)におけるダイオキシン類等の測定結果は、環境基準値等に適合しており、概ね横ばい傾向であることを確認しています。また、本事業の環境影響評価の実施にあたり、大気質の現地調査を行っており、ダイオキシン類等は環境基準値等に適合していることを確認しています。</p> <p>また弊社においても運営協定に基づいた測定・管理を行っておりますが、これまでの測定で基準値を超過したことはございません。計画施設においても本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」や各種法令およびこれにもとづく指針に従い、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度(現地調査結果)に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度(現地調査結果)には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p>

表 16. 1-1 (5) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	(つづき)	<p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p> <p>施設規模につきましては、リサイクル率の高い施設で処理してほしいとの根強いニーズに応えるため、平成 14 年 11 月 8 日に埼玉県と締結した「彩の国資源循環工場 (PFI 施設) 整備事業に関する契約書」で定められた日量処理能力 675 トンといたしました。</p>
	<p>第一期の環境影響評価時は寄居町内でしたが、今回、煙突がオリックス資源循環 1 カ所ので、前回よりも寄居側なのに、煙突からの排気の最大着地濃度出現地点が、小川町よりとなっています。</p> <p>数十年前には彩の国資源循環工場隣の産業廃棄物処理施設の煙突からの排気物質が小川町みどりが丘に降り、問題になったことがありました。このことから今回のオリックス資源循環 (株) の焼却炉が増え、排気量が以前よりも 3.5 倍増えるので、その影響が増えることが予測できます。</p> <p>また、このあたりは山や谷の入り込む複雑な地形なので、四季により、高さにより、場所により、風向が全く違います。</p> <p>ダイオキシン類・ばいじんは年 1 回、水銀・カドミウム・フッ素・鉛は年 2 回測定していますが、全て年 4 回としてください。</p>	<p>既存施設では、運営協定に基づいて排出口において、ダイオキシン類は年 1 回以上、ばいじんは年 6 回、水銀は年 2 回、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物は年 2 回以上の測定・管理を実施しています。これまでの測定で基準値を超過したことはございません。</p> <p>排ガスに関しましては、法律・県条例において、排ガスを排出する施設の種類、排出する量に応じて測定する項目、測定頻度が定められております。計画施設では、その定めに対応すると共に、本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定される項目および測定回数を遵守し、測定・管理してまいります。</p>

表 16.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>今回の環境アセスにもあるように埼玉県で測定している大気の調査地点のうち、小川町の深田地区内は、彩の国資源循環工場のある山を背にした、工場からの風の当たらない所にあります。</p> <p>他の調査地点の多くは工場から風の届く平地で、人の多く住む住宅地に設置しているので、その測定結果は住民にとって身近な値になっています。</p> <p>小川町内の測定地点も、通年の風配図を参考に、ちゃんと工場からの風の当たる平地で、人の多く住む住宅地に設置してください。</p>	<p>一般環境大気質の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査地点において行いました。</p> <p>調査地点は、計画地周辺に分布する集落付近の大気質の状況を把握する代表地点として選定しました。選定した計画地周辺の4地点は、継続性を考慮し、埼玉県が埼玉県環境整備センター周辺で継続的に行っている大気質調査地点と同じ地点としました。</p> <p>なお、ご指摘の小川町の深田地区内の調査地点は、計画地の南南東側に位置し、計画地を含む埼玉県環境整備センターの南側近傍に位置する集落内の地点です。計画地内で行った年間の風向測定結果（風配図）によると、当地域では北西風が卓越しているため、施設の稼働に伴う最大着地濃度が出現しやすい方向に位置する地点であると考えられます。深田地区内の調査地点は、施設の稼働に伴う大気質の予測結果においても、最大着地濃度出現地点付近に位置する地点となっております。</p>
	<p>松葉にはたくさんの気孔があるので、呼吸を通じて大気中のダイオキシン類を、松葉中のワックス層に蓄積するので、年間の排気の総量がわかります。蓄積量が安定する6ヶ月以降の2年葉を測定すれば、その地域の年間の大気の平均濃度を推定することができます。</p> <p>年に2回～4回でしかも数時間だけ採取し測定する大気調査と比べて、こちらは一年間の長期平均濃度が得られるので、人への影響を知る上でより正確に現状を把握できるということです。</p> <p>（仮称）鳩山新ごみ焼却施設で採用しています。オリックス資源循環（株）でも採用してください。</p>	<p>排ガスに含まれるダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法において、測定方法、測定回数、焼却能力に応じた排出基準が定められております。計画施設では、排ガス処理設備でガス処理を行い、法令規制値と同等以下にして煙突から放出する計画です。</p> <p>排出ガスの濃度については、今後、締結予定の運営協定書に基づき、排出ガスの排出口等で測定を行い、排出物の基準値を超過していないことを確認します。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>

表 16.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
大気質	<p>有害物質の排出量の変化について、説明会で質問しました。たしかに正確な排出量の推定は難しいでしょう。しかし、回答では国が認めた基準値以下だから安心という主張しか聞けませんでした。有害物質を排出している限り、どのような量であっても排出量を減らす努力をし、近隣住民にその結果を周知してください。</p>	<p>計画施設の稼働に伴う大気質の予測については、バックグラウンド濃度（現地調査結果）に本事業の寄与濃度を加えて将来濃度を予測しています。バックグラウンド濃度（現地調査結果）には、既存施設の影響も含まれているため、将来濃度は既存施設及び新施設の影響が含まれていますが、ダイオキシン類等の予測結果は環境基準値等に適合すると予測しています。</p> <p>本事業では環境の保全のための措置として、新施設に排出ガス処理設備を設置し、適切に排ガス処理を行い、ダイオキシン類等による影響の低減に努めてまいります。</p> <p>また、計画施設の供用後には、施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、大気質の状況等について事後調査を実施し、埼玉県に事後調査書を提出します。なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行います。</p>
	<p>比企支部は嵐山町、滑川町、吉見町、東松山市に組合員を持ちます。松葉による大気汚染調査参加し、ダイオキシンや水銀の値が高いことを学びました。大気汚染は人間にも動物にも植物にも大変な影響があるとされています。現状のゴミ問題は廃プラとその分別処理、そして貴企業のような発酵、焼却、埋立等に頼ることになります。自然豊かなこの地で健康に暮らしたいように排気はチェック回数を増やし管理体制を強固なものにして下さい。</p>	<p>既存施設では、運営協定に基づいて排出口において、ダイオキシン類は年1回以上、水銀は年2回、硫酸化物、塩化水素、窒素酸化物及びばいじんは年6回、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物は年2回以上の測定・管理を実施しています。これまでの測定で基準値を超過したことはございません。</p> <p>排ガスに関しましては、法律・県条例において、排ガスを排出する施設の種類、排出する量に応じて測定する項目、測定頻度が定められております。計画施設では、その定めに対応すると共に、本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定される項目および測定回数を遵守し、測定・管理してまいります。</p>

表 16.1-1(8) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>環境アセス説明会で参加者から「オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録がある。営巣地があるかないか確認しているのか」などの質問意見に対して「埼玉県みどり自然課に計画地周辺にオオタカ等の営巣地がないという確認をとっている」という回答だったが、数年前、当の埼玉県主催の見学会でこのオリックス資源循環(株)の南側の林にフクロウの営巣地を見せてもらった。</p> <p>これは、事実と反するのではないのでしょうか？</p> <p>埼玉県はこの見学会に至る彩の国資源循環工場敷地内の数十年にわたる希少生物の保護活動の事実を隠しているのでしょうか？</p> <p>生物と植物など生態系について、前述の埼玉県の資料と付き合わせて、再度環境アセスをする必要があります。</p>	<p>オオタカ等の生息状況については、埼玉県環境部みどり自然課への確認に加え、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き(環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見)を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました(猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています)。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。これらの調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p>
	<p>このオリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。</p> <p>そして埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。</p> <p>このことから、これら埼玉県滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等においても、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>

表 16.1-1(9) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>私の住まいは三ヶ山から1kmほど離れた場所です。夜になるとフクロウやコノハズクの声が聞こえ、裏のため池には白鷺やゴイサギが飛来します。豊かな自然環境の中に工場があることの意味を今一度お考えになって、周辺環境も含めた生物への影響をきちんと調査してください。</p>	<p>本事業の動物、植物、生態系の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査地域・地点において行いました。</p> <p>また、本事業では計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化（間接的影響）についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>
	<p>オオタカやサシバ、フクロウなどの猛禽類の記録があります。単なる通過記録としていますが、繁殖可能性を示唆する記録もあります（ディスプレイ、攻撃したり、攻撃されたりとか）。調査を行なった結果、猛禽類の繁殖を示唆する記録がとれた以上、調査計画書で決まっていた内容を超えて事業地周囲を広範囲に生息確認する必要があると思います。 (※1)</p>	<p>本事業は、既存施設が稼働（24時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。希少猛禽類の生息環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p> <p>自然的改変を行わない本事業の特性を踏まえ、オオタカ等の生息状況については、埼玉県環境部みどり自然課への確認に加え、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました（猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています）。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。これらの調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p>

表 16.1-1(10) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>猛禽類を単なる通過と片付けず、広範囲な生息確認調査を行ない、生態系の上位性の着目種として、猛禽類を選定してください。</p>	<p>上記のとおり、調査の結果、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p> <p>また、今回上位性の着目種として選定したホンドテン、ホンドタヌキは共に調査範囲において年間を通して確認されており、小型動物や果実類を餌とする高次消費者でありながら、工場で成体（無人撮影）、樹林でため糞等が確認されています。通過個体であるオオタカよりも、採餌環境として利用していると考えられるホンドテン、ホンドタヌキを地域生態系の上位性を示す指標として選定しました。</p>
	<p>環境省の猛禽類保護の進め方、サンバ保護の進め方に従った方法で調査を進めてください。サンバなら工場敷地外縁から1kmの範囲を対象に生息確認を行なう必要があります。</p> <p>(※2)</p>	<p>本事業は、既存施設が稼働（24時間稼働）している計画地内において、計画施設の建替工事、既存施設の解体工事、増設工事を行い、計画施設を建設するものであり、計画地周辺の緑地等の改変は行わない事業です。希少猛禽類の生息環境の変化の程度は小さいと考えています。また、計画地は、彩の国資源循環工場内に位置し、彩の国資源循環工場内では他の既存工場も稼働している状況です。</p> <p>自然的改変を行わない本事業の特性を踏まえ、猛禽類の調査については、令和2年10月に提出した「環境影響評価調査計画書」に記載し、その後の手続き（環境保全の見地からの意見、埼玉県環境影響評価技術審議会での審議、知事意見）を踏まえて設定した調査方法に基づき、令和3年1月から7月まで毎月2日間、調査地域を見渡せる2地点において、計画地及びその周辺200mの範囲に加えて、適宜範囲を広げて猛禽類を対象とした調査を行いました（猛禽類の調査地点では、計画地から概ね500m以上の範囲を観察しています）。また、計画地及びその周辺200mの範囲を基本として任意観察法等による鳥類調査も行いました。</p> <p>調査の結果、計画地内の既存工場（24時間稼働）や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、希少猛禽類は、計画地及びその周辺において、オオタカ、サンバ等の9種類が確認されました。なお、希少猛禽類の営巣は確認されませんでした。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、希少猛禽類の生息環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものと考えています。騒音・振動の変化等（間接的影響）についても、本事業において、工事中の騒音・振動への配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の希少猛禽類の生息環境は保全されると考えています。</p>

表 16.1-1(11) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ヘイケボタルの生息が確認されていますが、排水対策や光対策で影響を回避できるという根拠が薄いと思います。これらの種の事後調査を行なうべきだと思います。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺 200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等において、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ヘイケボタルなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p> <p>したがって、動物については、事後調査項目から除いています。</p>
	<p>工場は夜間も稼働していて、今までよりも機能が增强されます。夜間行動する鳥類、特にミゾゴイの工場周囲での調査が必要だと考えられます。ミゾゴイ保護の進め方に準じた調査を行なってください。</p> <p>(※3)</p>	<p>ミゾゴイの営巣環境は「ミゾゴイ保護の進め方」に示されているように、「樹冠が閉じて薄暗く湿潤な谷地形」となります。このような環境は調査範囲に分布していないため、夜行性鳥類調査の対象としていません。</p> <p>なお、他の夜行性鳥類の生息を想定し、5月上旬、6月上旬、7月上旬、10月下旬、1月下旬に夜間の鳴き声調査を実施しました。</p>
	<p>新聞でも話題になりましたが、ここから3km弱ほど離れたさいたま小川メガソーラー予定地で環境影響評価が行われています。そこでもミゾゴイの営巣が複数確認されています。サシバも3ペアの営巣が確認され、ハチクマも営巣しています。すでに工場が建っているとは言え、この周囲も似たような環境で近いことから、猛禽類やミゾゴイの広範囲な調査も必要だと思います。</p>	<p>猛禽類、ミゾゴイの調査に関するご意見への事業者見解については、先述の「※1～3」の意見に対する見解にお示ししたとおりです。</p>

表 16.1-1(12) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>工場建設前から現在まで長年にわたり当該地を調査してきた研究者の方にヒアリングを行いました。三ヶ山の今の工場があるところではハチクマが繁殖していたようで、今はその周辺にいるとの事です。サシバも工場の周りに残っています。ミゾゴイの巣も周辺にあると聞いています。調査計画書で決められた調査以上のことは行わないという事ですが、大野埼玉県知事がおっしゃった埼玉県屈指の自然環境を有する当該地の保全のために改めて追加の調査をしていただきたいと思います。</p>	<p>猛禽類、ミゾゴイの調査に関するご意見への事業者見解については、先述の「※1～3」の意見に対する見解にお示ししたとおりです。</p>
	<p>猛禽類に関しては詳細なデータが公表されていないため、適切な保全策がとられているか判断のしようがありません。希望者への詳細なデータの開示をお願いします。</p>	<p>環境影響評価準備書の本編及び資料編には、猛禽類の調査範囲及び調査地点、調査期間、確認種一覧、保全すべき種の一覧、保全すべき種の分布状況等について掲載しており、保全すべき種への影響の予測評価を行う上で必要なデータはお示していると考えています。</p>
	<p>オリックス資源循環(株)のある彩の国資源循環工場のある三ヶ山は、埼玉県の中では秩父の山岳から比企丘陵をつなぐ、いわゆる“緑の回廊”と呼ばれる希少生物の宝庫です。</p> <p>前回の環境影響評価でもトウキョウサンショウウオやニホンアカガエル、ホトケドジョウ、フクロウなど埼玉県が指定した絶滅危惧種が多く発見されています。埼玉県はこれら希少生物を守る活動を続け、数年前には住民に広く公開する見学会を開催しました。その地点がまさにオリックス資源循環(株)の施設周辺でした。これら埼玉県絶滅危惧種を守る埼玉県の活動をオリックス資源循環(株)は積極的に支援してください。</p>	<p>今回の環境影響評価においては、計画地及びその周辺 200mの範囲を基本として動物・植物の生息・生育状況について現地調査を行いました。調査の結果、計画地内の既存工場や彩の国資源循環工場内の他の既存工場が稼働している状況下においても、計画地周辺の緑地等において、「環境省レッドリスト」や「埼玉県レッドデータブック」に掲載されているトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなどを含む保全すべき種が生息・生育していることを確認しています。</p> <p>本事業では、計画地周辺の緑地等の改変を行わないことから、保全すべき種の生息・生育環境の消失や質的变化等の影響(直接的影響)は生じないものと考えています。水質の変化及び光環境の変化(間接的影響)についても、本事業において、工事中や供用時の濁水の流出抑制、夜間照明の配慮といった環境保全のための措置を講じることで計画地周辺の生息・生育環境は保全されると考えています。</p>

表 16.1-1(13) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項 目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
その他	<p>まず前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目(午前)に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのことで、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目(午後)に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょう か？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るという、あってはならない行為です。</p> <p>また、以前の彩の国資源循環工場第一期事業の時は、周辺地元各区に回覧板で説明会を告知していたが今回は、新聞折り込みチラシもしくはポスティングだけでした。</p> <p>再度、意見書を用意して説明会を開催することを要望します。</p> <p>前段階として4月の説明会にて意見書の用紙を会場に用意しておらず、来場者に配布していませんでした。</p> <p>1日目1回目(午前)に参加したので、そのことを指摘し、次回以降から用意するよう依頼したところ、さっそく大量にコピーしていただき、午後からの説明会から参加者に渡していただける、とのことで、安心しました。</p> <p>ところが、1日目2回目(午後)に参加した人から、やはり意見書用紙は用意されていなかったと聞きました。</p> <p>これは一体どういうことなのでしょう か？</p> <p>環境アセスの意見を市民から聞こうという態度とは到底思えず、しかも市民との約束を破るという、あってはならない行為です。</p> <p>小川町でも説明会を開催することを要望します。</p>	<p>意見書の用紙については、各説明会の会場受付でご用意をしており、説明会の中で希望者にお渡しする旨を説明してまいりました。</p> <p>また、説明会開催の周知については、埼玉県環境影響評価条例第13条第2項の規定に基づき説明会開催の1週間前までに、同条例施行規則第8条の規定に基づき二以上の方法(①新聞折込みチラシによる配布、②関係地域市町村(寄居町、小川町、東秩父村、深谷市)の広報誌への掲載、③弊社ホームページへの掲載)により行いました。</p> <p>なお、新聞折込みチラシについては、埼玉県環境影響評価条例第5条の規定に基づき通知された、本事業に伴う環境影響評価に関する関係地域である「環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に記載されている「環境に影響を及ぼす地域」(対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域:寄居町、小川町、東秩父村及び深谷市のそれぞれ一部の区域)を含む主要6紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、産経新聞、東京新聞)の朝刊に折り込んで行いました。</p>

16.2 知事の見解についての事業者の見解

第15章で示した「知事の見解」についての事業者の見解は、表 16.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 16.2-1(1) 知事の見解についての事業者の見解

項目	知事の見解	事業者の見解
1 全般的事項	ア 国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、供用後の本施設は温室効果ガスを毎年約20万t排出する試算であることから、温室効果ガスのニュートラル化について、現段階から検討する必要がある。 二酸化炭素を回収して利用するCCU等の先進的な技術活用や溶融に使用するコークス量の削減等、施設稼働に伴い環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。	溶融に使用するコークス量の低減に努めます。またリサイクル性能の確保と二酸化炭素の排出量低減を両立させるべく、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、本事業で経済合理的に採用可能な技術について今後も検討します。
	イ 廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。	高効率の廃棄物発電設備の導入を検討します。廃熱を回収し有効利用することで、省エネルギー化にも努める計画です。廃熱の利用状況については、事後調査書(供用時)において明らかにします。
	ウ 導入施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	導入施設、設備は、排ガス処理設備、排水処理設備等について環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めます。
	エ 微小粒子状物質(PM2.5)対策の観点から、PM2.5に対しても効果的なろ布や同じくPM2.5も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。	微小粒子状物質(PM2.5)に関しては、排ガス処理設備におけるろ過式集じん器により捕集除去する計画です。使用するろ布は適正な性能のろ布を選定します。また、性能を維持するため定期的に新しいろ布に交換いたします。
2 土壌	ア 計画地は過去に改変行為が行われた場所であり、土壌汚染調査においては、これら過去の改変行為やその際の土壌調査などの情報が重要となる。ついては、過去の土壌調査結果を既存資料として評価書に記載し、現地調査結果に加え、これらを踏まえた予測評価結果となるよう整理すること。	計画地における土地利用の履歴や過去の土壌汚染調査の結果を既存資料調査の結果として評価書に記載し、この結果も踏まえ予測評価を整理しました(「第9章9.6土壌」参照)。

表 16.2-1(2) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
2 土壌 (つづき)	<p>イ 造成等の工事(掘削工事)を行う前に関係法令に基づいた調査を行い、環境基準を超えていると認められる場合には、土壌汚染の拡散防止のために適切な対策を講じること。</p>	<p>現時点の調査としては、掘削を行う建替用地付近、既存施設及び計画施設のごみピット付近、掘削を行う増設用地付近等において、現時点で調査ができる場所を7地点選定し、表層土の汚染状況を確認しました。</p> <p>今後は、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲において、土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、その結果を埼玉県に報告します。「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、県の指定する区域指定の規定等に従い、必要な申請・届出を行います。</p> <p>汚染土が認められた際の具体的な対処方法については、汚染状況が判明した後</p>
3 動物	<p>ア ヤマアカガエルについて、一部、計画地内における生息が確認されていることから、必要な環境保全措置を実施すること。</p> <p>イ 湧き水由来の湿地・細流、水たまりが必要であるホトケドジョウ、ヤマアカガエルなどの水生生物に係る計画地外の生息地について、造成工事にもなう土砂の流出により、水質の悪化、あるいは流路の変更による生息地消失が懸念されることから、工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策を実施し、生息環境の保全に努めること。</p>	<p>ヤマアカガエルについて、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近では、周辺樹林からの移動利用と考えられる2例が確認されており一時的な生息地として利用している可能性があります。生息が確認された北側敷地境界沿いの樹林付近の改変は行わないことから、事業の実施に伴う改変等の影響はないと考えられます。ただし、計画施設用地内の北側敷地境界沿いの樹林付近はヤマアカガエルの一時的な生息地として利用している可能性があるため、改変を行わないよう十分注意して工事を実施します。(「第9章 9.7 動物」(p.9.7-56 参照)に追記しました。)</p> <p>工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策としては、沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する計画です。放流にあたっては、既存施設と同様に側溝を通して放流するため、ホトケドジョウ、ヤマアカガエル等の水生生物の生息地となっている計画施設用地外の北側から東側に分布する水路、止水域等に放流することはありません。ただし、計画施設用地外の北側から東側にはホトケドジョウやヤマアカガエル等の生息地が分布するため、上記の土砂流出や濁水発生の防止対策を徹底し、生息環境の保全に努めます。</p>

表 16.2-1(3) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
4 景観	<p>現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモンタージュを評価書に記載すること。</p>	<p>現在、計画施設の基本設計の段階であり、建物の外観色は、建築仕様・形状が確定する実施設計完了後に詳細を決定する予定ですので、評価書時点においては計画施設の外装の彩度、明度を具体的にお示しできません。ご意見を踏まえ、今後の詳細設計において計画施設の彩度と明度を検討するとともに、具体的な外観色は、周辺環境や既存建物との調和を考慮し決定します。また、景観を事後調査項目として選定し、事後調査書（供用時）において実際の配慮の状況を明らかにします。（事後調査計画の内容は「第 12 章 事後調査の計画」（p.12-17～19 参照）に追記しました。）</p>
5 廃棄物等	<p>ア 廃棄物の溶融により生じる主灰のスラグ・メタルについて、真の資源循環に資するために、将来にわたって安定的な利用先の確保に努めること。</p> <p>イ 排ガス処理設備で捕集される飛灰について、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。</p> <p>ウ 工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定すること。</p> <p>エ 取り扱う廃棄物が一般廃棄物も含めて種類が多いことを考慮すると、廃棄物の保管に伴いメタンガス等の引火性ガスが発生しないよう対策を行うこと。</p>	<p>焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する計画です。スラグ・メタルの利用については、採用したシャフト炉式ガス化溶融方式の他施設では、コンクリート二次製品、肥料、藻場ブロック等としての幅広く活用されており、計画施設においても継続的に安定した利用先を確保する見込みです。</p> <p>排ガス処理設備にて捕集されるばいじん（飛灰）は、最終処分場で処分する計画ですが、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減について今後も検討します。</p> <p>工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定し、実施します。（「第 9 章 9.13 廃棄物等」（p.9.13-9 参照）に追記しました。）</p> <p>特別管理廃棄物は専用保管場所を設け、他の廃棄物と区別して容器に入れた状態で保管します。</p> <p>ごみピットおよびごみ中継ピットにおいては引火性ガスを滞留および外部漏洩させないようにピット内の空気を常時吸引し、燃焼室で高温燃焼します。</p> <p>また、作業員が 24 時間滞在しており、万が一火災発生した場合も、設置した放水銃で初期消火します。</p>

表 16.2-1(4) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
6 温室効果ガス等	<p>廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い（燃料としてコークスを用いる熔融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差）及び温熱利用に係る燃料消費分（広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量）についても考慮したものとすること。</p>	<p>廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした温室効果ガス排出削減の状況の予測評価結果については、ご意見を踏まえ、再検証しました。（再検証の結果は「第9章 9.14 温室効果ガス等」(p. 9.14-13～25 参照) に示しました。）</p>